

建築基準条例の一部を改正する条例案について（概要）

令和3年7月
建築指導課

1 背景

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第2条の2に規定する日影規制は、日照等の環境を地域レベルで確保することにより、住宅地の居住環境の保護を図る制度であるが、住民により身近な市町の意見を反映しつつ、近年の共働き世帯の増加等を踏まえた良質な都市型住宅の整備やポストコロナ社会を見据えたゆとりある居住空間の創出、計画的な開発整備の誘導などのまちづくりのニーズに的確に対応するよう、同規制の合理化を図る必要がある。

2 改正概要

本県では、建築基準法に基づく建築基準条例（神戸市以外の市町で適用）により、日影による中高層の建築物の高さの制限を定め、用途地域と指定容積率に応じた県内一律の規制を実施している。

本条例案は、この枠組みを維持しつつも、地区計画等の区域[※]のうち、知事が市町長の意見を聴いて指定する区域及び地区計画等の区域その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域を日影規制の対象区域から除外することができるよう、所要の改正を行うものである。

※ 地区計画等の区域

- ①地区計画の区域（都市計画法）
- ②防災街区整備地区計画の区域（密集市街地整備法）
- ③歴史的風致維持向上地区計画の区域（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）
- ④沿道地区計画の区域（幹線道路の沿道の整備に関する法律）
- ⑤集落地区計画の区域（集落地域整備法）

3 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和3年12月